



2026年9月24日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ン ウ ェ ル ズ
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 新 俊 彦
(コード番号：9229 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役コーポレート本部長 上 野 英 一
(TEL. 076-272-8982)

(開示事項の経過) 借入金の返済条件の変更に関するお知らせ

当社は、2026年4月21日付「(開示事項の変更) 借入金の返済条件の変更及び資金使途の変更に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、取引先金融機関9行との間で、2026年4月30日から同年9月30日までの借入金の元本返済猶予に係る条件変更契約等を締結しておりました。このたび、金融機関との間で当該借入金の元本返済猶予期間を延長することについて合意に至ったことから、本日開催の取締役会において、既存の借入金の返済条件を再度変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 借入金の返済条件の変更

(1) 変更の理由

当社を取り巻く事業環境は、2026年度診療報酬改定等の外部環境の変化を背景に、大きな転換期を迎えております。このような状況のもと、当社は2027年3月期を構造改革の実施期間と位置付け、収益モデルの転換、コスト構造改革及び稼働率の向上に取り組んでおります。これらの構造改革には一定の期間を要することから、当該期間における財務基盤の安定性を確保し、必要な手元流動性を維持することが重要な経営課題となっております。このため、当社は2026年3月27日にバンクミーティングを開催し、取引先金融機関9行に対して、2026年4月30日から同年9月30日までの借入金の元本返済猶予及びこれに必要な条件変更契約等の締結について申し入れを行いました。その結果、取引先金融機関9行すべてから当該返済猶予について同意を得たことから、各金融機関との間で返済条件の変更に関する契約を締結しております。その後、当初の返済猶予期間の終了が近づいたことから、当社は2026年8月26日に再度バンクミーティングを開催し、取引先金融機関9行に対して、2026年10月1日から2027年3月31日までの借入金の元本返済猶予及びこれに必要な条件変更契約等の締結について申し入れを行いました。その結果、取引先金融機関9行すべてから同意を得るに至りました。当社は、当該返済猶予期間を活用し、構造改革施策を着実に実行するとともに、事業基盤の再構築及び収益力の回復を図り、将来的な安定的成長に向けた体制整備を進めてまいります。

(2) 返済条件変更の概要

当社は、2026年10月1日から2027年3月31日までに返済期限が到来する借入金元本の総額574百万円（2026年9月末日における返済対象債務の総額6,197百万円のうち、当該期間中に返済期限が到来する金額）について、取引先金融機関9行すべてから、当該期間における返済猶予につき同意を取得いたしました。なお、返済猶予期間中においても、利息の支払いは従来どおり継続いたします。今後、当社は各金融機関と返済条件変更に関する契約を順次締結してまいります。

2. 今後の見通し

本件変更が、2027年3月期の業績に与える影響は軽微であります。また、2028年3月期以降の業績への影響につきましては、今後公表する業績予想に織り込んで開示いたします。

以 上